

世田谷区武術太極拳連盟 規約

「第1章 総 則」

第1条 (名称・事務所)

この会は世田谷区武術太極拳連盟(以下本連盟という)と称し、その事務所を世田谷区奥沢1丁目27番2号に置く。

第2条 (性 格)

本連盟は世田谷区における武術太極拳を総括し、世田谷区を代表する団体として、東京都武術太極拳連盟に加盟する。

「第2章 目的及び事業」

第3条 (目 的)

本連盟は世田谷区における武術太極拳の普及振興を図り、もって区民の健全な心身の維持向上と生きがいのある生涯生活の達成に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本連盟は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 武術太極拳の普及及び指導ならびに競技に関する研究。
- ② 武術太極拳競技の世田谷大会、その他の競技会を共催する。
- ③ 武術太極拳の全国大会ならびに地域大会などの参加、協力。
- ④ 公認武術太極拳の「指導員」、「技術検定」認定事業への協力、
- ⑤ 会員への武術太極拳に関する情報提供及び資質向上の援助。
- ⑥ その他の目的達成に必要な事業。

「第3章 会 員」

第5条 (構 成)

本連盟は、次の者によって構成する。

- ① 会 員 本連盟の目的に賛同し、武術太極拳の普及活動を目的とする世田谷区で活動する団体。
- ② 準 会 員 本連盟の武術太極拳普及振興に賛同する個人及び団体。
(ただし、区連主管の技能検定・区連主催の講習会並びに各種行事に参加できるが、日本連盟並びに東京都連盟が所管する競技大会、公認資格、技能検定には参加できない)
- ③ 賛助会員 本連盟の事業に協力する個人並びに団体。

第6条 (会 員)

会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、準会員は理事会の承認を要せず、理事長の承認をもって入会できる。また、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾を以って会員とする。

第7条 (入会金及び会費)

本連盟の入会金は、次の通りとする。

会 員	金 10,000円
-----	-----------

本連盟の会費は、次の通りとする。

会 員	6名以上 10名以下の団体	年額	金 12,000円
	11名以上 25名以下の団体	年額	金 24,000円
	26名以上 40名以下の団体	年額	金 36,000円
準会員	個人	年額	金 5,000円
	団体(3名以上)	年額	金 12,000円
賛助会員	個人会員	年額	金 2,000円
	グループ会員	年額	金 5,000円

既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第8条 (資格の喪失)

会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 団体が解散したとき。
- ③ 除名されたとき。

第9条 (退 会)

会員が退会しようとするときは、その理由を付して本連盟所定の「退会届」を会長宛に提出しなければならない。

第10条 (除 名)

会員が次の一つに該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。

- ① 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為があったと本連盟が判断したとき。
- ② 本連盟の会員としての義務に違反したとき。
- ③ 会費を1年以上滞納したとき。

「第4章 役員及び職員等」

第11条 (役 員)

本連盟に次の役員をおく。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事長 1名
- ④ 常任理事 若干名
- ⑤ 理 事 若干名 (会長、副会長、理事長、常任理事を含む)
- ⑥ 監 査 若干名

第12条（役員を選出）

- ① 理事及び監査は、会員の中から総会に於いて選出する。
- ② 会長、副会長、理事長、常任理事は理事の互選で決める。
- ③ 会長は学識経験者を理事として推薦することが出来る。

第13条（役員の職務）

役員は次の通りとする。

- ① 会長は本連盟を代表し、本連盟の業務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき常時本連盟の業務と運営の連絡に当たる。
- ④ 常任理事は理事長を補佐する。
- ⑤ 理事は理事会を構成し、必要な都度これを開き重要事項を審議し、緊急事項に関しては総会に代わり決定することができる。
- ⑥ 監査は会計を監査する。

第14条（役員の任期）

役員は次の通りとする。

- ① 役員は任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- ② 役員欠員の補充者は前任者の残任期間とする。

第15条（役員解任）

役員で職務遂行上不相当と理事会で3分の2以上の決議をなされたときは、会長がこれを解任することができる。

第16条（事務局）

- ① 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。
- ② 事務局は理事長を補佐する。
- ③ 事務局長は1名とし、理事長がこれを指名する。

「第5章 会 議」

第17条（会議）

本連盟の会議は次の通りとする。

- ① 「総会」総会を分けて定期総会と臨時総会とする。
なお定期総会は理事長がこれを招集し毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開くことができる。ただし、緊急を要し、臨時総会を招集する余裕がないときは理事会をもってこれに代えることができる。
- ② 「理事会」理事長の召集により年1回以上開催し、本連盟の業務を決定する。
- ③ 「常任理事会」理事長、常任理事を以て構成し必要に応じて随時開催し、本連盟の業務の処理に当たる。

第18条（総会議決事項）

総会においては次の事項を議決する。

- ① 事業計画
- ② 予算及び決算
- ③ 役員を選任
- ④ その他本連盟の運営に関する重要事項

第19条（総会の定足数並びに議決及び表決権）

総会は会員の2分の1以上の出席を以って開会することができる。

議事は出席した会員の過半数の同意により決定する。

やむを得ず出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面を以って表決し、または会員の中から代理人を選定し表決を委任することができる。この場合においては出席したものと見なす。

第20条（理事会の付議事項）

理事会に付議する事項は次の通りとする。

- ① 事業の執行に関する議案
- ② 総会に提出する議案
- ③ 総会で委任された事項
- ④ その他必要と認められた事項

第21条（理事会の定足数並びに議決及び表決権）

理事会は会員の2分の1以上の理事の出席を以って開会することができる。

ただし、やむを得ず出席できない場合は第19条の規定を準用する。

第22条（会議の召集及び議長）

会議は理事長が招集しこの議長となる。

理事長不在の場合は常任理事がこれに当たる。

第23条（名誉会長、顧問、参与）

- ① 本連盟は名誉会長1名、顧問、参与若干名をおくことができる。
- ② 名誉会長、顧問、参与は総会の議を経て、会長が委嘱する。
- ③ 名誉会長、顧問、参与は理事長の諮問に応ずる。
また総会に出席することができるが、議決権は有しない。

「第6章 専門委員会」

第24条（専門委員会）

- ① 本連盟の業務遂行上必要のあるときは専門委員会をおくことができる。
- ② 専門委員会の組織及び運営に関する事項は理事会で定める。

「第7章 会 計」

第25条（会 計）

本連盟の経費は次の収支で支弁する。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ その他

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「第8章 補 則」

第26条（施行細則）

この規約の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が決める。

第27条（施行期日）

この規約は平成7年10月16日より施行する。

第28条（経 過）

平成 7年10月16日 制定施行

平成 14年 7月 1日 改訂

平成 14年12月19日 改訂

平成 18年 2月13日 改訂

平成 25年 6月30日 改訂

令和 5年10月10日 改訂